

粕屋町建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領

(平成22・23年度有効分)

平成22・23年度において、粕屋町が発注する工事等の請負の入札(見積含む。)に参加を希望される方は、次の要領により受け付けますので、競争入札参加資格審査申請書を提出して下さい。

なお、事務の効率化と利便性や簡素化を図る目的で、原則インターネット方式による申請とし、インターネット申請に係る必要添付書類は郵送(持参)となります。ただしインターネット環境等の理由がある場合は、郵送による申請も受け付けます(但し、書類完備のものに限る。)ので、申請にあたりましては本要領を熟読のうえ、間違いがないようにご留意をお願いします。

なお、今回から持参による対面受付審査は行いません。

- ・インターネットによる申請受付は平成22年2月1日(月)から2月26日(金)までですが、必要添付書類の郵送(持参も含む。)は書類不備等の確認をするため2月22日まで(必着)とします。
- ・インターネットの接続環境が整っていない方は、申請書等関係書類一式は郵送でも受け付けます。但し、郵送は書類の確認と審査をするため2月22日まで(必着)とします。

※(注意) 書類不備や2月23日以降の郵送提出分は受理しません。また、別途必要とする書類を期限内に持参していただく場合がありますので、注意願います。

- ・業者カード等は指定のものがあり、粕屋町ホームページで要領・様式等全部をダウンロードできます。また、財政課窓口で求められる本要領の印刷物には、粕屋町独自の様式のみだけを付けていますので不足する申請書等は各々準備して下さい。

なお、インターネットによる申請の場合、業者カード(様式第25号)の作成及び提出は不要です。

(申請の種類)

◎建設工事関係 ◎測量・建設コンサルタント等 ◎物品・製造・役務提供関係

の3種類があります。「別表1」に分野を掲載していますので、参加を希望する内容を充分確認して下さい。

(有効期間—全業種共通)

競争入札参加資格審査の結果、競争入札参加有資格者名簿に登載された者は、「平成22年4月1日から平成24年3月31日まで」の2年間競争入札(見積含む。)について参加資格を有します。

(申請要領—全業種共通)

(1) 申請者の資格

ア、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者(後記参照)

イ、国税及び地方税の滞納等がない者

ウ、経営状態が著しく不健全でない者

エ、建設業法による建設業の許可を有する者(建設業のみ)、又は関係機関の許可・認可等(登録)が必要な者

…但し、「建築・土木工事にあつては、発注予定額50万円に満たない工事、発注予定額 20 万円以下の委託、物品・役務のサービス提供」などの小規模事業に対しての有資格者として、別途、小規模工事等関係事業者の指名参加資格審査申請を受付けます。申請にあたっては添付書類が簡素化されますので十分注意して下さい。

オ、平成22年1月1日直前、1年以上引き続き同種の業務を営んだ実績を有する者(官公需適格組合を除く。)

(2) 申請業種

◎ 建設工事関係—建設業法の定めによる建設業の許可業種(後記「工事分類表」による。)

◎ 測量・建設コンサルタント等—設計(建築・設備・土木)、測量、建設コンサルタント、補償コンサルタント、不動産鑑定、地質調査、等及びこれに類するもの。(後記「登録部門及び希望業務一覧表」による。)

◎ 物品・製造・役務提供関係—本町と取引を希望するものを選択(後記「希望業種一覧表」による。)

(3) 受付期間等

・インターネットによる申請が原則ですが、入力以外の添付書類は平成22年2月22日までに郵送して下さい。

インターネットによる申請は、平成22年1月25日から同年1月29日までを入力練習期間とし、仮入力されたデータは業者登録情報へは反映されません。

本申請のデータ入力受付期間は同年2月1日(月)から同年2月26日(金)までですが早めに入力して下さい。(申請されたデータの修正などのため。)

(業者登録システムアクセスURL) <http://shinsei.town.kasuya.fukuoka.jp/>

若しくは粕屋町ホームページ(<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>)

よりアクセスできます。

・対面審査(持参)による受付は、今回より行いません。

郵送による申請は、同年2月1日(月)から同年2月22日(月)までとします。

(当日消印有効)

■コンピュータウイルスに対する注意

コンピュータウイルスと呼ばれる悪質なプログラムに感染すると、利用者自身のコンピュータや他の利用者へ悪影響を及ぼす可能性があります。

対策としては、市販の「アンチウイルスソフトウェア」の使用をお勧めします。

また、新種のウイルスにも対応できるよう最新ウイルス定義データへの更新を推奨します。

■インターネット利用にかかる費用について

粕屋町ホームページ及び業者登録申請にかかるシステムの利用は無料ですが、接続時に必要なNTT公衆回線利用料(電話代)等通信費および契約されているプロバイダ利用にかかる費用については、利用者の負担となります。

(4) 財政課窓口による要領等の配布期間

「平成22年1月4日(月)から平成22年2月26日(金)までとし、土曜・日曜及び祝日は除きます。」、代金は無料です。但し、要領等を郵便で求められる場合は、A4版が折らずに入るサイズで一部であれば140円(二部であれば200円)切手を貼った返信用封筒が必要です。

(5) 郵送先及び問い合わせ先等

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 財政課 管財係

TEL(092)938-2311(代表) 内線262 FAX(092)938-3150

粕屋町のホームページアドレス <http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>

(提出書類等—全業種共通)

ア、競争入札参加資格審査申請書等は粕屋町ホームページのダウンロードにより出力が可能です。申請はインターネットにより所定の手続きを経て直接入力して下さい。インターネット申請以外で手書き等されている場合の申請書は、郵送でも受け付けます。(郵送の場合は、2月22日必着)。

(福岡県指定・全省庁統一様式・国土交通省様式いずれでも受け付け可能ですが、購入する必要があります。)

申請書の申請者は、本社(店)の代表者とし、印鑑は不要とします。

- ・ 参考までに代表的な販売所を案内します。

様 式 名 称	販売先及び電話番号	郵便番号	所 在 地
福岡県指定様式 (福岡土木管内)	県庁内販売所 TEL 092-651-7510	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7 県庁7階 建築都市部建築指導課内
	福岡土木事務所販売所 TEL 092-641-0161	812-0053	福岡市東区箱崎 1-18-1 粕屋総合庁舎3階 建築指導課内
全省庁統一様式	福岡政府刊行物サービスセンター TEL 092-411-6201	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 第1合同庁舎内
国土交通省様式	九州地方整備局本局売店 TEL 092-471-6331	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 第2合同庁舎内

* 販売時期や在庫等については、各販売所に確認して下さい。

イ、国税及び地方税の納税証明書又は滞納がない証明書

- 国、都道府県分については、納税証明又は未納並びに滞納がない証明書(いずれも税額の表示なし)
- 市町村分については、税目の指定がない未納又は滞納がない証明書
(法人の場合)
 - ・ 国 税……「法人税」及び「消費税・地方消費税」について未納税額のない証明書
(納税証明書その3の3)
 - ・ 都道府県税……「法人県民税」、「事業税」の納税証明書又は未納・滞納がない証明書
 - ・ 市町村税………全ての税金について(税目の指定がない)未納・滞納がない証明書
- (個人の場合)
 - ・ 国 税……「申告所得税」及び「消費税・地方消費税」未納税額がない証明書(納税証明書その3の2)
 - ・ 都道府県税……「個人事業税」の納税証明書又は未納・滞納がない証明書
 - ・ 市町村税………全ての税金について(税目の指定がない)未納・滞納がない証明書

- * 法人の都民税・市町村民税の場合、東京都23区の法人は、都の特例として、市町村民税相当分もあわせて都民税として都税事務所に申告して納められています。
 - * 都道府県税、各市町村税の各証明書は契約の相手先が所在する分です。
 - 本社のみであれば、本店が所在する都道府県及び市町村のもの
 - 年間委任状を提出している場合であれば、委任先が所在する都道府県及び市町村のもの
 - * 開設して税を課税されていないものは、「開設届」の写しを提出すること。
- 上記の証明書は、コピーで構いませんが申請書提出時の直前3ヶ月以内のものに限ります。

ウ、国、都道府県の許可(登録)証明書

建設工事関係	測量・建設コンサルタント等	物品・製造・役務提供関係
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可申請書について、建設業法第3条第1項の規定による許可書(写し可)を必ず提出すること。 ・ 更新手続き中のものは、更新手続き済みであることを確認できる書類を提出すること。 ・ 本町の上下水道課指定工事店の指定を受けている者はその許可証の写しを提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産鑑定、測量、建築士事務所、環境調査(計量等)は、登録証明書の写しを提出すること。 ・ 更新手続き中の場合は、更新手続き済みであることを確認できる書類を提出すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可申請書について、建設業法第3条第1項の規定による許可の証明書(写し可)を必ず提出すること。(対象事業のみ) ・ 営業に必要な許可書(写し可)を提出すること(別表1 営業に必要な許可・認可等一覧表参照) ・ 更新手続き中の場合は、更新手続き済みであることを確認できる書類を提出すること。

エ、工事経歴書、測量等実績調書、営業(納入)経歴書

- ・ 建設工事関係……………平成20・21年度の主な完成工事及び直前2ケ年に着手した未完成工事について資料を添付すること。
あらかじめ、貴社(者)で作成している経歴書でも可
- ・ 測量・建設コンサルタント等……平成20・21年度の主な完成業務及び直前2ケ年に着手した未完成業務について資料を添付すること。
あらかじめ、貴社(者)で作成している経歴書でも可

- ・ 物品・製造・役務提供関係…平成20・21年度の主な取引があったものを記載し、業務内容が分かりにくいものは資料等の添付も可とする。

オ、営業所一覧表

所在地は、正式な住所を記載すること。

あらかじめ、貴社(者)で作成している印刷物又は一覧表でも可

本社(店)のみの場合も提出すること。

カ、登記簿謄本、身分証明書

法人は商業登記簿謄本、個人は身分証明書を提出すること。(3ヶ月以内、写し可)

キ、建設工事関係は、経営事項審査結果通知書の写し(A4版)

- 審査結果通知書が受付期限までに間に合わない場合は、審査申請書(審査済みの押印があるもの)、工事種類別完成高及び経営状況分析終了通知書を提出すること。但し、審査結果通知書を受け取った後は、速やかにその写しを提出すること。

- ・ 有効期間中に経営事項審査を受け直した場合も提出して下さい。但し、総合点数等登録内容の変更は致しません。

測量・建設コンサルタント等は、現況報告書を提出して下さい。(建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査のみ)

ク、使用印鑑届(任意様式—全業種共通)

実際に本町との取引に使用する印鑑を届け出ること。シャチハタは不可

ケ、委任状(任意様式)

本町との取引を代理人(支店長・営業所長等)に行わせるときに、本社、本店申請で提出すること。

コ、誓約書(本町独自様式—全業種共通)

本社、本店名で提出すること。(実印を押印)

サ、技術職員名簿、技術者経歴書

建設工事関係……………建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び同法第15条第2号イ、ロ、ハに定める専任の技術者(経営事項審査申請様式 別紙二の写し)

あらかじめ、貴社(者)で作成しているものでも可

測量・建設コンサルタント等……………各業務にかかる技術者を記入すること。

あらかじめ、貴社(者)で作成しているものでも可

シ、下水道工事内訳書(本町独自様式－建設工事のうち土木一式関係)

土木工事のうち下水道工事を希望する者のみ提出すること。(実績を参考にします。)

ス、財務諸表(測量・建設コンサルタント等及び物品・製造・役務提供関係)

- ・ 直前の営業年度1年分を提出すること。
- ・ 申請書が法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書
- ・ 申請者が個人の場合は、所得税青色申告計算書(損益計算書、資産負債調)を提出すること。この場合、所得税青色申告書ではありませんので注意のこと。

セ、業者カード(本町独自様式－全業種共通)

- ・ 業者カードはインターネット申請の場合は提出の必要はありません。
(郵送による申請の場合は提出が必要です。)
- ・ 「競争入札通知」及び「現場説明」の連絡を全てFAXでのやりとりで行いますので、FAX番号も必ず正確に記入して下さい。
- ・ 代理人に委任した場合は、委任先の所在地、商号、代表者名等を記入して下さい。
- ・ 自己資本額、技術職員等様式で定められた事項は、別途関係書類(経営事項審査結果通知書、経営規模総括表、所得税青色申告書等)を参考にして記入して下さい。
- ・ 町工事(業務)実績は、平成20年4月から平成22年1月までにおいて町が発注した工事(納入)の実績を記載すること。
- ・ 1種類に1枚の提出とし、重複して申請される場合はコピーして使用して下さい。(例: 建設工事と物品等の場合は、申請書及び添付書類の提出は当然ですが、業者カードも各々の登録となりますので2枚の提出となります。)

*** 小規模工事等関係事業者の登録申請書類(建設業法の但し書きに該当する方)**

- ・ 参加資格審査申請書(希望業種には注意し、統一様式でも可)
- ・ 建設業(又は営業)許可をもっていれば許可証のコピー
- ・ 工事又は営業経歴書(実績が分かるように記載し、過去2ヶ年分)
- ・ 町税にかかる納税証明書(納税している市役所や役場で発行します。)
- ・ 委任状(代理人がいる場合)

(注意事項－全業種共通)

- ・ 添付書類は、諸証明書等は複写機による写しで可(鮮明なもの)
- ・ 証明書は、申請書提出時の直前3ヶ月以内のものとする。
- ・ 申請書を提出するときは、記入内容を説明できる者が持参すること。
- ・ 郵送による申請は認めますが、期限(2月22日必着)を遵守して下さい。
- ・ 書類は楷書で明確に記入すること。
- ・ 申請書提出後、記載事項等に変更が生じた場合は、直ちに「変更届」に必要書類を添付のうえ提出すること。
- ・ 本町に平成20・21年度有効分の業者登録がある方には、「平成22・23年度粕屋町競争入札参加資格申請に係る更新手続きについて」が別途FAXで送信されていますので申請の際同封願います。

(参考)

地方自治法施行令 《抜粋》

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

建設業法《抜粋》

(許可の基準)

第7条第2号 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置くものであること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通省がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

第15条第2号 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術(設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。)総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業(以下「指定建設業」という。)の許可を受けようとする者にあつては、イにその営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの指定により国土交通大臣が掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

ロ 第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

別表1

業種 コード	建設工事関係	業種 コード	測量・建設コンサルタント等	業種 コード	物品・製造・役務提供
01	土木一式工事	01	測量業者	01	建設資材
02	建築一式工事	02	地質調査業者	02	燃料
03	大工工事	03	土地家屋調査士	03	機械器具
04	左官工事	04	建築士事務所	04	事務用品
05	とび・土工・コンクリート工事	05	補償コンサルタント	05	教育用品
06	石工事	06	司法書士	06	車両
07	屋根工事	07	建設コンサルタント	07	消防用機器
08	電気工事	08	不動産鑑定業者	08	電気・OA機械器具
09	管工事	09	計量証明事業者	09	医療・理化学用品
10	タイル・れんが・ブロック工事	10	その他	10	日用雑貨品
11	鋼構造物工事			11	印刷
12	鉄筋工事			12	看板・標識
13	ほ装工事			13	その他物品
14	しゅんせつ工事			14	ビル管理
15	板金工事			15	警備
16	ガラス工事			16	設備・機器の保守点検
17	塗装工事			17	システム開発(機器)
18	防水工事			18	CPソフトウェア
19	内装仕上工事			19	イベント・広告
20	機械器具設置工事			20	リース・レンタル
21	熱絶縁工事			21	害虫・害獣駆除
22	電気通信工事			22	その他サービス提供
23	造園工事				
24	さく井工事				
25	建具工事				
26	水道施設工事				
27	消防施設工事				
28	清掃施設工事				
29	その他				

* 建設工事関係の「その他」とは、建設業法第3条第1項但し書きの軽微な建設工事や畳工事業等 1～28以外の建設業のことです。

* 測量・建設コンサルタント等の「その他」とは、漏水調査及び環境測定等を含みます。

* 物品製造役務関係の車両リースは、車両に含みます。

建設工事関係

《工 事 分 類 表》

業種 コード	分 類	必要な許可区分	略号
01	土 木 一 式 工 事	土 木 工 事 業	(土)
02	建 築 一 式 工 事	建 築 工 事 業	(建)
03	大 工 工 事	大 工 工 事 業	(大)
04	左 官 工 事	左 官 工 事 業	(左)
05	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事業	(と)
06	石 工 事	石 工 事 業	(石)
07	屋 根 工 事	屋 根 工 事 業	(屋)
08	電 気 工 事	電 気 工 事 業	(電)
09	管 工 事	管 工 事 業	(管)
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)
11	鋼 構 造 物 工 事	鋼 構 造 物 工 事 業	(鋼)
12	鉄 筋 工 事	鉄 筋 工 事 業	(鉄)
13	ほ 装 工 事	ほ 装 工 事 業	(ほ)
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(ゅ)
15	板 金 工 事	板 金 工 事 業	(板)
16	ガ ラ ス 工 事	ガ ラ ス 工 事 業	(ガ)
17	塗 装 工 事	塗 装 工 事 業	(塗)
18	防 水 工 事	防 水 工 事 業	(防)
19	内 装 仕 上 工 事	内 装 仕 上 工 事 業	(内)
20	機 械 器 具 設 置 工 事	機 械 器 具 設 置 工 事 業	(機)
21	熱 絶 縁 工 事	熱 絶 縁 工 事 業	(絶)
22	電 気 通 信 工 事	電 気 通 信 工 事 業	(通)
23	造 園 工 事	造 園 工 事 業	(園)
24	さ く 井 工 事	さ く 井 工 事 業	(井)
25	建 具 工 事	建 具 工 事 業	(具)
26	水 道 施 設 工 事	水 道 施 設 工 事 業	(水)
27	消 防 施 設 工 事	消 防 施 設 工 事 業	(消)
28	清 掃 施 設 工 事	清 掃 施 設 工 事 業	(清)
29	そ の 他	1～28以外の建設業	(他)

測量・建設コンサルタント等

《登録部門及び希望業務一覧表》

部門	登録名及び希望業務		
測量	測量一般		
	地図の調整		
	航空測量		
建築 関係 建設 コンサル tant 業務	建築一般		
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		
	機械積算		
	電気積算		
土木 関係 建設 コンサル tant 業務	建設 コンサル tant	河川・砂防及び海岸、港湾及び空港、電力土木、道路 鉄道、上水道及び工業用水、下水道、農業土木、森林土木 水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎	
		鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算 建設環境、建設機械、電気・電子	
	コンサル tant 業務	交通量調査	
		環境調査	
		経済調査	
		分析・解析	
		宅地造成	
		電算関係	
		計算業務	
		資料等整理	
施工管理			
地質調査			
補償 関係 コンサル tant 業務	補償 コンサル tant	土地調査	
		土地評価	
		物件	
		機械工作物	
		営業補償・特殊補償	
		事業損失	
		補償関連	
	不動産鑑定		
登記手続等			
その他	漏水調査		
	その他		

物品・製造・役務提供関係

《希望業種一覧表》

業種コード	業 種	品 名
01	建 設 資 材	鋼材、木材、碎石、砂、真砂土、鋳鉄管、陶管、道路保安用品、道路補修材、塗料、ガラス、コンクリート二次製品、セメント、一般建材、給排水資材等
02	燃 料	石油(ガソリン、軽油、灯油、重油、その他) プロパンガス、雑燃料等
03	機 械 器 具	土木建設機械、各種機械部品、公害測定、分析機器、気象観測機器、工作用、光学用(写真材料を含む。) ミシン及び編機、水処理機器、度量衡、厨房機器、時計等、福祉及び介護に関する機械器具全般
04	事 務 用 品	事務用機器、文具、スチール製品、印版、和洋紙、黒板、教材、写真、フィルム、現像、木工、製作、家具、インテリア、シュレッダー等
05	教 育 用 品	学校教材、保育用品、OHP、一般運動用品、武道用品、運動用機器、テント、一般楽器等
06	車 両	自動車販売(消防車を除く。)、自動車部品、自動車修理、タイヤ、バイク、自転車等、車両リース
07	消 防 用 機 器	消防用品、消防自動車等
08	電 気・OA機 械 器 具	強電気、弱電気、OA周辺機器(但し電気製品のみ、机等は事務用品)、放送、家電製品、音響機器等
09	医 療・理 化 学 用 品	医療用機器、理化学用機器、レントゲン機器、衛生材料、医薬、医薬防疫薬品、試薬、工業用薬品等
10	日 用 雑 貨 品	衣料、寝具、ゴム、皮革、ビニール製品、記念品、宣伝用品、金物、荒物、食器、その他
11	印 刷	印刷、軽印刷、地図、青写真、航空写真、OCR様式、連続帳票印刷、封筒、製本、マイクロフィルム作製等
12	看 板・標 識	案内板、垂れ幕、のぼり、看板、交通安全施設等
13	そ の 他 物 品	上記の品目に属しない物品
14	ビ ル 管 理	清掃、衛生管理会社、施設設備、機械保守点検業者
15	警 備	警備専門業者
16	設備・機器の保守点検	機器保守点検を主たる業務とする業者
17	システム開発(機器)	システム構築、コンサルティング業務等の受託を主とする業者
18	CPソフトウェア	コンピュータソフトウェア開発等の受託を主とする業者
19	イ ベ ン ト・広 告	催事の企画立案、各種デザイン、広告等
20	リ ー ス・レ ン タ ル (車両リース除く)	コンピュータ、パソコン、印刷機、複写機、
21	害 虫・害 獣 駆 除	シロアリ、ダニ、ねずみ、蜂等
22	そ の 他 サ ー ビ ス 提 供	上記の品目に属しない役務(サービス)

《営業に必要な許可・認可等一覧表》

業 種
食 品 販 売 業
農 薬 販 売 業
毒 劇 物 販 売 業
計 量 器 販 売 業
医 薬 品 販 売 業
医 療 用 具 販 売 業
揮 発 油 販 売 業
高 圧 ガ ス 販 売 業
液 化 石 油 ガ ス 販 売 業
古 物 回 収 業

* 上記以外でも法律・条例等に関し、許可・認可等を必要とする場合は、必ず許可・認可等の写しを提出して下さい。

* 提出がない場合は、指名を見合わせる場合があります。

《提出書類一覧表「全業種共通」(兼チェック表)》

* 申請書を提出する前に必ず下表のチェック欄(○印を付ける。)で確認し、申請書を提出する際に必ず提出して下さい。

とじ順	提出書類	写し	特記事項	チェック欄
1 (選択)	一般競争(指名競争)参加資格審査 申請書関係一式	可	インターネット申請の場合は一部様式は不要。 福岡県・全省庁統一様式(建設工事中)・国土交通省 様式でも可、申請書の申請者は本社(店)の代表者と し、印鑑は不要とする。	
2 (共通)	国税・地方税(都道府県市町村)の納 税証明書又は滞納がない証明書	可	関係官公庁、自治体が発行するもの。	
3 (選択)	国・都道府県の許可(登録)証明書	可	別表「工事分類表」「登録部門及び希望業務一覧表」 「希望業種一覧表」による。 更新手続き中のものは、更新手続き中であることを 確認できる書類。	
4 (選択)	工事経歴書(建設工事) 測量等実績調書(測量・建設コ等) 営業(納入)経歴書(物品関係)	可	記入要領参照、任意様式でも可 貴社作成の印刷物でも可	
5 (選択)	営業所一覧表又は営業経歴書	可	任意様式でも可 貴社作成の印刷物でも可	
6 (選択)	登記簿謄本又は身分証明書	可	法人は登記簿謄本、個人は身分証明書 提出時の直前3ヶ月以内	
7 (選択)	経営事項審査結果通知書(建設工 事) 但し、建設業法第3条第1項但し 書きの軽微な建設工事を除く。 現況報告書(測量・建設コ等のみ)	可	A4版(直前分)で、審査結果通知書が受付期限迄に 間に合わない場合は、審査申請書(審査済の押印があ るもの)工事種類完成高及び経営状況分析終了通知 書を提出すること。 但し、審査結果通知書を受け取った後直ちに提出す ること。 建設コナル、補償コナル、地質調査について申請する場 合は、それぞれに係る現況報告書の写し(確認済みの あるもの)を提出すること。 現況報告書を提出する場合は、業務経歴書、技術者 経歴書、財務諸表は提出不要	
8 (共通)	使用印鑑届	不 可	実際に本町との取引に使用する印鑑届を捺印。任意 様式でも可	
9 (共通)	委任状	不 可	本町との取引を代理人に行わせる時。 任意様式でも可	
10 (共通)	誓約書	不 可	粕屋町独自様式 本社(店)の実印を押印のこと。	
11 (選択)	技術者経歴書又は技術職員名簿(建 設工事) 技術者経歴書(測量・建設コ等及び 物品関係)	可	任意様式でも可 印刷物でも可	
12 (選択)	下水道工事内訳書(希望者のみ)	可	粕屋町独自様式	
13 (選択)	財務諸表(測量・建設コ等及び物品 関係)	可	貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書(1年分) 又はそれに代わるもの。任意様式可	
14 (選択)	* 業者カード(全業種共通) (1種類につき 1枚)	可	粕屋町独自様式※インターネット申請の場合は不要 (2種類以上登録の場合は複写して別々に提出のこ と)	
(前回登 録業者)	平成22・23年度粕屋町競争 入札参加資格申請に係る更新手続 きについての案内	可	本町(平成20・21年度)に登録のある業者のみ に、FAXにて発送しています。	

- * 書式サイズは、日本工業規格A4版（拡大又は縮小）とします。
- * インターネットで申請される方は、1から14のうち重複しないものは郵送（持参）願います。
インターネット接続の環境等の理由がある場合は、郵送による申請でも認めますが書類が完備されていることが条件です。
- * 1から14までを兼チェック表で確認され、順番に並べクリップ等で止めて持参して下さい。（ファイル、バインダー等表紙は不要です。）
- * 専用フォルダーは粕屋町役場で用意しますので購入する必要はありませんが、厚さは最大30mm程度で収めて下さい。
- * 受理票は今回自動的に発行しませんので、必要な方はインターネット申請の場合や郵送により申請された方は、80円切手を貼付した封筒又は返信用ハガキを用意し郵送して下さい。受付印を押印して返送します。
直接持参される方は、受理票を準備された上で申し出て下さい。
- * 書類に不備があった場合は、再提出を求めます。書類が揃ってなければ正式受理はしません。

平成22・23年度有効分 粕屋町競争入札参加資格申請関係様式一覧

(建設工事関係) 今回の要領には添付していません。(ホームページでダウンロード可能)

- 別紙様式第 1号 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)
- 別紙様式第 2号 第1号のつづき(完成工事高)
- 別紙様式第 3号 営業所一覧表
- 別紙様式第 4号 工事経歴書
- 別紙様式第 5号 技術職員経歴書
- 別紙様式第 6号 技術職員名簿(第5号か本様式どちらでも可)
- 別紙様式第 7号 畳工事業等における経営事項審査表(希望される業者のみ提出)
- 別紙様式第 8号 下水道工事内訳書(希望される業者のみ提出)

(測量・建設コンサルタント等) 今回の要領には添付していません。(ホームページでダウンロード可能)

- 別紙様式第 9号 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
- 別紙様式第10号 第9号のつづき(測量等実績高)
- 別紙様式第11号 第10号のつづき(自己資本額、損益計算書、貸借対照表、経営比率、常勤職員の数、有資格者数、外資状況、営業年数等)
- 別紙様式第12号 経営規模等総括表(第10・11号か本様式どちらでも可)
- 別紙様式第13号 営業所一覧表
- 別紙様式第14号 測量等実績調書
- 別紙様式第15号 技術者経歴書(物品関係で該当すれば本様式を使用)

(物品・製造・役務提供関係) 今回の要領には添付していません。(ホームページでダウンロード可能)

- 別紙様式第16号 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)
- 別紙様式第17号 第16号のつづき(製造等実績高)
- 別紙様式第18号 第17号のつづき(自己資本額、経営状況、外資状況、営業年数等、常勤職員の数、設備の額、主要設備の規模)
- 別紙様式第19号 営業所一覧表
- 別紙様式第20号 営業(納入)経歴書

(全業種共通) 今回の要領に添付しているもの。(ホームページでダウンロード可能)

- 別紙様式第21号 委任状(但し、該当の場合のみ)
- 別紙様式第22号 誓約書
- 別紙様式第23号 使用印鑑届
- 別紙様式第24号 競争契約参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等、物品製造等)
- 別紙様式第25号 粕屋町入札参加資格審査用業者カード(全業種共通)

- * 第21号は、支店等に委任される場合のみ提出願います。
- * 第22・23号の様式は、申請される全ての業者の方は必ず提出願います。
- * 第24号の様式は、申請後変更が生じた場合に使用して下さい。
- * 第25号の様式は、インターネット申請される方は提出の必要はありません。

委 任 状

平成 年 月 日

粕屋町長 様

所在地
商号又は名称
代表者名

印

私は、つぎの者を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

受 任 者

自 平成22年 4月 1日
受任期間 至 平成24年 3月 31日

委任事項

1. 見積、入札、契約締結並びに工事等施工に関する件
1. 一般競争参加資格確認申請に関する件
1. 公募型等指名競争入札応募申請に関する件
1. 代金及び前払金の請求並びに受領に関する件
1. 工事等の完成保証に関する件
1. 復代理人の選任及び解任に関する件
1. 共同企業体の一切の権限に関する件
1. その他これに附随する一切の件

以下余白

誓 約 書

平成 年 月 日

粕屋町長 様

(本社又は本店)

所在地

商号又は名称

代表者名

④

(実印)

平成22年度・平成23年度の粕屋町における建設工事の請負契約、測量・設計等の業務委託及び物品の購入等並びにその他の契約に係る入札（見積を含む。）に参加するに当たり、次の事項を誓約いたします。

- 1 入札（見積を含む。）ごとにおいて配布を受ける指名（又は見積り）通知書等に添付されている事項及び「入札心得書」等の内容を遵守すること。
- 2 入札に際しては、他の入札参加者と談合若しくは何等の協議を一切しないこと。
- 3 上記事項に違反した場合は、指名停止等（不正行為に対する違約金・損害金・誓約保証金を含む。）の措置をされても一切異議がないこと。

使 用 印 鑑 届

使 用 印

実 印

上記の印鑑は、入札（見積り）に参加し、契約の締結並びに代金の請求受領のため使用したいので、お届け致します。

平成 年 月 日

粕屋町長

様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

㊞
(実印)

競争契約参加資格審査申請書変更届 (建設工事、測量等、物品製造等)

平成 年 月 日

登録町名 粕屋町

登録業種名

粕屋町長 様

資格確認通知書の平成 年 月 日

交付年月日・番号 第 号

所在地

商号又は名称

代表者名



下記のとおり変更があったので届出をします。

1 変更内容 記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 変更事項に係る添付書類名

[記載事項]

- 登録されている資格の種類を、表題の(建設工事、測量等、物品製造等)に○印を付すこと。
- 本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 登録後に業種を追加することは認められません。
- 有効期間中における経営事項審査の中身の変更については更新いたしません、参考として最新の経審を提出して頂くこともあります。

